第十四号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第四条の四関係）

［様式　別紙六十七の六　挿入］

第14号様式記載要領

１　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人（⑴の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（同条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）並びに⑵の届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。

⑴　法人税法第75条の２第５項（同法第81条の24第２項及び第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があった場合　当該取消しの処分があった日の属する事業年度又は連結親法人事業年度（法人税法第15条の２に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）終了の日から22日以内

⑵　法人税法第75条の２第７項（同法第81条の24第２項及び第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により同法第75条の２第７項の届出書を提出した場合　当該届出書を提出した日の属する事業年度又は連結親法人事業年度終了の日から22日以内

［新設］

［２　同左］

３　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中「事業年度分／連結事業年度分から法人税の確定申告書／連結確定申告書」となっている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。

４　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中「その延長の処分が取り消された／その適用を受けることをやめた」となっている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。ただし、１⑴の場合において連結子法人が記載するときは、「その延長の処分が取り消された」とあるのは「連結親法人のその延長の処分が取り消された」と、１⑵の場合において連結子法人が記載するときは、「その適用を受けることをやめた」とあるのは「連結親法人がその適用を受けることをやめた」と読み替えて不要文字を抹消すること。

５　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄は、法第72条の25第３項又は第５項（これらの規定を法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第８条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）により申告書の提出期限を延長されている法人がその適用を受けることをやめようとするときに記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。

［６　同左］

７　「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。

⑴　１⑴の場合　当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人

⑵　１⑵の場合　当該届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人

［新設］

⑶　５の場合　法第72条の25第５項の規定の適用を受けることをやめようとする法人（連結子法人に限る。）

同欄の地方税法施行規則第二十号様式記載要領10中「を記載し」を「を記載し」に改め、表改正後欄の地方税法施行規則第三条第一項の表八の項中「［八　略］」を「八　申告書の提出期限の延長の処分等の届出書及び申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書（法第五十三条第六十一項の届出書）」に改め、同欄の地方税法施行規則第六号様式記載要領11及び第六号様式（その２）記載要領11中「を記載し」を「（法人税の明細書（別表６⑵付表６）の「７の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し」に改め、「法人税額、」の次に「法人税の申告書（別表１）の「」を「加算額」の次に「」の欄の金額（法人税の明細書（別表６⑵付表６）の「７の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）」を加え、同欄の地方税法施行規則第六号様式別表一を次のように改める。

第六号様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二条・第十条の二関係）

［様式　別紙九　挿入］

同欄の地方税法施行規則第六号様式別表二の四を次のように改める。

第六号様式別表二の四（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　別紙十七　挿入］